

「取引適正化・料金透明化に向けた行動指針」

弊社は、令和6年4月2日に公布の液化石油ガス法に明文化された「取引の適正化・料金透明化」に関する省令及びガイドライン等の内容を真摯に受け止め、【お客様の視点に立ったLPガス販売業】を行います。

《基本的理念》

1. お客様との信頼関係の構築

弊社は、保安の確保、安定供給を図りながら、お客様の不利益となる様な営業活動はせず、お客様のニーズに合った生活提案を行います。特に以下の3点に掲げる規制に関して留意して遵守することで、お客様との一層の信頼関係構築に努めます。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPガス料金の情報提供

2. その他の関係者との信頼関係の構築

弊社は、お客様との信頼関係の構築に不可欠な自社従業員の教育を徹底し実践すると共に、取引先等全ての関係者に対して上記1.の内容を理念として明示し、全ての関係者と信頼関係の構築を図ります。

併せて、従業員を含む全ての関係者に対して、液化石油ガス法の遵守と周知、説明を行う事で信頼関係の基盤整備を行います。

3. 社会への貢献

弊社は、LPガスの社会的重要性と役割を再認識した上で、防災、減災を視野に入れた供給設備の設置、そしてお客様のニーズに則した省エネ機器の提案、設置を行う事で、自らの事業の維持・発展を図ります。

併せて、カーボンニュートラルに貢献しながら社会への貢献も念頭に事業活動を行います。